

正 会 員 各 位

（一社）全国ＬＰガス協会

液化石油ガス販売事業登録の取消しについて（お知らせ）

標記の件につきまして、北海道渡島総合振興局は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「液石法」）に基づき、別添の液化石油ガス販売事業者に対して登録の取消し処分を行いましたので、お知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、法令遵守と保安業務の確実な実施について、改めてご周知くださいますようお願いいたします。

【処分の概要】

液石法第２９条に規定される経済産業省令で定める保安業務の区分のうち、容器交換時等供給設備点検を適切に実施していなかったことによるものです。

これは、液石法第２７条第１項第１号及び第３項に違反するものであり、また、今後の点検実施の見込みもないことから、液石法第２６条第３号に該当したため、登録の取消しとなりました。

北海道渡島総合振興局ＨＰ

<https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/235770.html>



以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、國坂